

第1章 委員会の組織・会議等

1 組織

都道府県労働委員会は、労働組合法（以下「労組法」という。）第19条の12第1項の規定により都道府県ごとに設置されているもので、地方自治法第180条の5に規定する合議制の行政機関である。この委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）それぞれ同数をもって組織される。このうち労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、また公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命する。委員は特に条例で定める場合を除き非常勤であり、任期は2年である。

委員会の会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙により選出される。

また、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条及び第11条の規定により、労働争議解決に援助を与えるため、労働委員会は学識経験者の中から、あっせん員候補者を委嘱している。

さらに、委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長をはじめ必要な職員が配置されている。

(1) 委員

京都府労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人、計15人で構成している。

令和4年は、第47期委員（令和2年12月25日任命）によって運営された。

(2) あっせん員候補者

京都府労働委員会においては、あっせん員候補者委嘱基準内規に基づき、その期の委員、前期の委員、事務局長・次長・課長及び委員会が特に必要と認める者をあっせん員候補者に委嘱している。

任期については別段の定めはなく、通常上記の者に異動があった場合、その後の総会において、委嘱・解嘱について決定している。

(3) 業務及び権限

① 委員会の権限は、不当労働行為について、必要な調査・審問を行い、命令を発し、これに関する措置をとる権限（いわゆる準司法的権限）と労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う権限（いわゆる調整的権限）を有し、いずれも独立して行使される。

（労組法第20条、27条、同法施行令第16条、労調法第12条、18条、30条）

② 上記の権限に基づくほか以下のような業務を行う。

ア 知事からの事務委任により、個別労働関係紛争のあっせんを行う。

イ 労働組合が労組法に規定する手続へ参与（主に不当労働行為の審査手続及び労働者委員の推薦）するために、労組法の規定に適合するかどうかについて、その認定及び証明書発行を行う。
（労組法第5条、同法施行令第21条）

ウ 労働組合が法人登記を行う前提条件として、労組法の規定に適合する旨の証明を行う。
（労組法第11条）

エ 労働協約に地域的一般的拘束力を持たせることの適否を決議し、不適当な部分に修正を加える。
（労組法第18条）

オ 争議行為の届出を受理する。
（労調法第9条）

カ 公益事業に関する争議行為予告通知書を受理する。
（労調法第37条、同法施行令第10条の4）

キ 上記カの争議行為予告通知を行わないことについて、労調法第39条に規定する処罰の請求を行う。
（労調法第42条、同法施行令第11条）

ク 地方公営企業又は特定地方独立行政法人の労働組合に係る利益代表者の範囲を認定して告示する。
（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条）

委員名簿（第47期）

令和2年12月25日～

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎ 笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授	第40期(平20～)
	○ 青木苗子	弁護士	第43期(平26～)
	土田道夫	同志社大学法学部教授	第44期(平26～)
	藤井正大	弁護士	第45期(平28～)
	橋本武久	京都産業大学経営学部教授	第47期(令2～)
労働者委員	山本敏明	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 電機連合京都地方協議会議長	第45期(平28～)
	穠山裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28～)
	師玉憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 UAゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30～)
	松本隆浩	京都医療労働組合連合会特別執行委員	第47期(令2～)
	上尾寅彦	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 京都府電力総連会長	第47期(令3～)
使用者委員	安藤源行	株式会社オーランド代表取締役会長	第40期(平18～)
	塩尻敬子	丸八生糸株式会社取締役	第42期(平22～)
	石津友啓	一般社団法人京都経営者協会顧問	第44期(平27～)
	倉垣雅英	三菱ロジスネクスト株式会社社外監査役	第45期(平28～)
	南島新	株式会社SCREENホールディングス相談役	第45期(平28～)

(注) ◎=会長 ○=会長代理

※職名は、令和4年12月23日現在

あっせん員候補者名簿

氏名	履歴	委嘱・解嘱年月日
笠井正俊	京都府労働委員会会長 京都大学大学院法学研究科教授	平成20年3月28日委嘱
青木苗子	京都府労働委員会会長代理 弁護士	平成26年1月17日委嘱
土田道夫	京都府労働委員会委員 同志社大学法学部教授	平成26年12月5日委嘱
藤井正大	京都府労働委員会委員 弁護士	平成28年12月16日委嘱
橋本武久	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	令和2年12月25日委嘱
佐々木利廣	前京都府労働委員会委員	平成24年11月30日委嘱
山本敏明	京都府労働委員会委員 電機連合京都地方協議会議長	平成24年12月14日委嘱
穂山裕次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	平成28年12月16日委嘱
師玉憲治郎	京都府労働委員会委員 U Aゼンセン京都府支部支部長	平成30年12月21日委嘱
松本隆浩	京都府労働委員会委員 京都医療労働組合連合会特別執行委員	令和2年12月25日委嘱
上尾寅彦	京都府労働委員会委員 京都府電力総連会長	令和3年10月22日委嘱
青山勲	J A M京滋執行委員長	令和2年12月25日委嘱
山縣哲也	前京都府労働委員会委員	平成28年12月16日委嘱
鍛冶淳志	前京都府労働委員会委員	平成30年12月21日委嘱
安藤源行	京都府労働委員会委員 株式会社オーランド代表取締役会長	平成18年9月22日委嘱
塩尻敬子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成22年11月5日委嘱
石津友啓	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協会顧問	平成27年10月9日委嘱
倉垣雅英	京都府労働委員会委員 三菱ロジスネクスト株式会社社外監査役	平成28年12月16日委嘱
南島新	京都府労働委員会委員 株式会社SCREENホールディングス相談役	平成28年12月16日委嘱
佃賢治	京都府労働委員会事務局局長	令和4年5月13日委嘱
小谷義明	京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	令和2年4月10日委嘱
大槻有三	京都府労働委員会事務局審査課長	令和4年5月13日委嘱

※履歴は、令和4年12月23日現在

(4) 事務局

京都府労働委員会事務局組織規則により、総務調整課及び審査課の2課が置かれ、その所掌事務、職制が定められている。

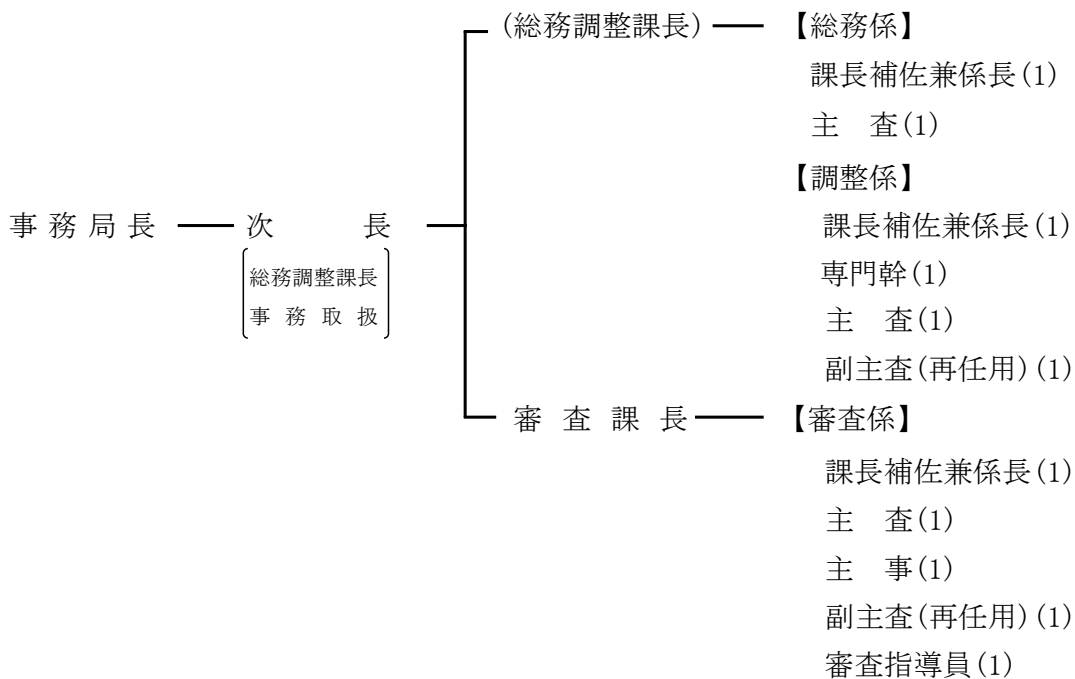
ア 総務調整課

- 1 人事事務に関すること。
- 2 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
- 3 公印の保管及び文書事務に関すること。
- 4 委員会の会議（公益委員会議を除く。）に関すること。
- 5 特別調整委員、あっせん員候補者に関すること。
- 6 あっせん、調停、仲裁に関すること。
- 7 個別労働関係紛争に係るあっせんに関すること。
- 8 労働争議の調整に必要な資料の収集及び整理に関すること。

イ 審査課

- 1 公益委員会議に関すること。
- 2 労働組合の資格審査及び資格の証明書の交付に関すること。
- 3 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。
- 4 労働協約の地域的一般的拘束力の適用に関すること。
- 5 労調法第42条の規定による請求に関すること。

【組織図】（令和4年5月1日現在）



2 会 議 等

労働委員会では、公・労・使の委員全員で構成される総会、公益委員のみで構成される公益委員会議のほか、他の労働委員会との連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るために行われる諸会議を開催している。

(1) 総 会

総会は、委員会全般の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、公・労・使の委員全員で構成される会議であり、原則として毎月第2週・第4週金曜日に開催される定例総会と臨時に開催される臨時総会がある。

令和4年中には、第1774回から第1795回まで、定例総会が22回開催された。なお、うち3回はウェブ会議による開催であった。

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等を処理するため、公益委員のみで構成される会議であり、定例総会前に定例的に開催されるほか、次の場合、臨時に開催される。

- ① 総会の議決により招集の請求があったとき。
- ② 公益委員3人以上から請求があったとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。

令和4年中には、第2419回から第2443回まで、定例、臨時含め計25回の公益委員会議が開催された。なお、うち2回はウェブ会議による開催であった。

(3) 諸 会 議

労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理等に必要な統一と調整を図るため、次の諸会議が開催された。

ア 全国会議

会 議 名	開催日・地	出席委員	議 題(提案県)
第77回 全国労働委員会 連絡協議会総会	令和4年 11月17日(木) ～18日(金) 東京都	笠井会長 藤井委員 山本委員 穂山委員 安藤委員 石津委員	・<講演>労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割 東京大学大学院・法学政治学研究科教授 山川 隆一 氏 ・労働委員会の広報活動について (中国ブロック公労使) ・労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について (中労委) ・労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について (関東ブロック公労使)

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
全国労働委員会 連絡協議会 運営委員会	令和4年 7月8日(金) 東京都	石津委員	・第77回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について ・労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について他
	令和4年8月 メール照会	石津委員	・第77回全国労働委員会連絡協議会総会の日程変更について
	令和4年 10月31日(月) 東京都 ウェブ開催	石津委員	・「労働委員会の在り方・ビジョン検討小委員会中間報告」について
全国労働委員会 会長連絡会議	中止	—	

イ 14都道府県会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
公益委員会議	令和4年 9月8日(木) 大阪府主催 書面開催	—	・審査事件における立会団交の実施状況について (愛知県) ・審査事件の和解について (大阪府)
第36回 使用者委員会議	令和4年 7月7日(木) 京都府	笠井会長 土田委員 安藤委員 塩尻委員 石津委員 倉垣委員 南島委員	・<講演>ウィズコロナ時代における人事管理の法的課題(テレワーク/ジョブ型雇用/副業/遠隔地転勤の見直し/フリーランス) 同志社大学法学部法学研究科 (京都府労働委員会公益委員) 教授 土田 道夫 氏 ・あっせんを繰り返し申し出る人物への対応について (愛知県) ・あっせんにおける労働委員会の中立性を踏まえた事業主への対応について (京都府)

ウ 近畿ブロック会議

会議名	開催日・地	出席委員	議 題(提案県)
第122回 連絡協議会	令和4年 6月7日(火) 京都府 ウェブ開催	笠井会長 青木会長代理 土田委員 藤井委員 橋本委員 山本委員 松本委員 安藤委員 塩尻委員 石津委員 倉垣委員 南島委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<講演>民事訴訟手続のIT化と労働委員会 京都府労働委員会会長 笠井 正俊 氏 ・労働紛争の解雇事案における金銭解決について (京都府) ・あっせんの方式(両当事者を対面させるかどうか) について (京都府)
会長連絡会議	令和4年 10月25日(火) 兵庫県	青木会長代理	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催 計画について (滋賀県) ・不当労働行為事件の審査体制について(兵庫県) ・労働委員会の在り方検討に係る現在の状況及び今 後の対応について (滋賀県)
第139回 公益委員連絡会議	令和4年 1月25日(火) 和歌山県 ウェブ開催	笠井会長 青木会長代理 土田委員 藤井委員 橋本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・組合加入申込書の有効性について(和歌山県) ・日程調整困難を理由とする団体交渉拒否について (和歌山県) ・組合員に対する金員の不支給に係る救済命令の内 容について (和歌山県)
第54回 労働者側委員 連絡会議	令和4年 5月23日(月) 京都府	山本委員 穂山委員 師玉委員 松本委員 上尾委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<講演> 「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」に 参加して 京都府労働委員会会長 笠井 正俊 氏

(4) 表彰等

秋の叙勲において、中小企業振興功労・労働行政功労により、安藤源行委員が旭日小綬章を受けた。

(5) 研 修

令和4年は、次のとおり委員研修会を行った。

日 時	講 師・テーマ
令和4年 2月25日(金)	・裁判手続のこれまでの現状とIT化の概観 藤井 正大 委員 ・労働委員会・労働事件と民事訴訟手続のIT化 笠井 正俊 会長 ・民事裁判IT化の弁護士業務等への影響と課題 青木 苗子 会長代理
令和4年 7月15日(金)	・障がい者雇用の現状と課題について 京都障害者雇用企業サポートセンター 実践アドバイザー 大前 浩一 氏
令和4年 11月25日(金)	・労働法を学ぶ学生との意見交換会 パワー・ハラスメントー加害者・使用者の責任ー 土田 道夫 委員 同志社大学大学院法学研究科大学院生

3 労働委員会をめぐる動き

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

令和4年1月27日から3月21日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことから、2月4日及び2月25日、3月11日の総会及び公益委員会議については、令和2年3月26日に改正した『ウェブ会議システム「Zoom ミーティング」等を活用した総会及び公益委員会議開催要領』に基づき、ウェブ会議により開催した。

<京都府に対するまん延防止等重点措置発令状況>

令和4年1月27日～令和4年3月21日 まん延防止等重点措置

措置解除後も、委員・職員・来館者のマスク着用、手指消毒の徹底をはじめ、ソーシャルディスタンスを確保した総会の配席を継続するとともに、CO2 センサーによる二酸化炭素濃度測定、適切な換気を行うなどの感染予防対策を講じて、労働委員会活動を実施した。

また、各種会議、研修については、感染状況に応じて適宜判断の上、参集のほか、書面やウェブにより開催された。

(2) 関係機関との連携強化や認知度向上の取組について

労働委員会における労働トラブル解決制度の更なる認知度向上の取組として、関係機関へのリーフレット配架や府の広報媒体を活用した広報、他機関との連携を継続するとともに、個別労働紛争処理制度周知月間である10月には、ポスターの掲出や府庁庁舎内でのパネル展示、関係団体の機関紙やメルマガでの広報を実施した。

また、京都弁護士会と連携した会員弁護士への個別労働紛争処理制度の周知や、京都府の「出前語らい」制度（府の取組の府民向けPR事業）への登録、若年層向け対策として、労働委員会委員と労働法を学ぶ学生との意見交換会を実施した。

(3) 労働委員会が直面する諸課題の解決に向けた検討（労働委員会の在り方・ビジョン検討小委員会）について

①不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例調査の実施

管轄及び除斥期間に係る調査の進め方については、令和3年12月に提出した近畿ブロック案を基に、令和4年1月20日に滋賀県、大阪府、兵庫県、京都府の各労働委員会事務局長と中労委事務局との協議が大阪府労委で開催された。

その後、2月17日開催の第2回小委員会において、不当労働行為の管轄と除斥期間について優先的・重点的に検討すること、そのため事例の調査を行って、全国の労働委員会の実務においてどのような問題が生じているのか、その実情を把握し、その結果を基に検討を行っていくことが決定された。また、当該調査については近畿ブロックの提案を踏まえた案が承認され、各都道府県労委に対し調査が実施された。調査結果は5月30日開催の第4回小委員会において報告され、意見交換が行われた。

②ITの利用に関する調査の実施

4月25日に開催された第3回小委員会では、労働委員会の実務におけるITの活用事例の紹介及びITを活用することの効果と課題についての意見交換と、労働委員会におけるITの利用に関する調査の実施について協議され、中労委事務局提示の調査票案が承認され、各都道府県労委に対し調査が実施された。

③不当労働行為の管轄・除斥期間を除く6項目の検討

7月21日に開催された第5回小委員会では、「会計監査人による証明等」「命令確定後の職権による取消等」「代理人許可制度の見直し」「秩序維持、録音禁止等」「審級省略」「時効中断効果の付与」について意見交換された。

④中間報告の取りまとめについて

これまでの議論を踏まえた中間報告の取りまとめに向けた公益委員検討会が7月25日に開催され、中労委から提示された中間報告骨子案に対し、滋賀県の吉田会長から、近畿ブロックとして提案してきた制度改正について改めて意見が述べられた。その後、8月24日に第6回、9月20日第7回小委員会が開催され、中間報告案の取りまとめが行われた。

近畿ブロックからの提案事項である管轄、除斥期間の問題については、まずは運用改善の取組や既存の制度の活用を優先することが適当との検討結果が示され、近畿ブロックとして提案してきた制度改正はかなわなかったが、将来的に制度改正を検討する際の一つの考え方を示すものとして整理された。

10月25日に開催された近畿ブロック労働委員会会長連絡会議では、滋賀県の吉田会長から、これまでの経過と中間報告の内容について報告され、意見交換が行われた。

中間報告は10月31日に開催された第4回運営委員会で諮られた後、11月18日開催の全労委総会で報告され、今後の小委員会においては、IT活用や社会経済情勢の変化を見据えた中期的な在り方について検討を進めることが確認された。